

# 予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

## 事業名【新】生活保護受給世帯エアコン設置費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 生活支援係 電話番号：058-272-1111(内3450)

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 34,743 千円 (前年度予算額： 0 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	34,743	0	0	0	0	0	15	0	34,728
決定額	34,743	34,728	0	0	0	0	15	0	0

## 2 要 求 内 容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

近年の猛暑を背景に熱中症予防の重要性が高まっており、エアコンの使用をためらわないよう呼びかけがされているところである。

このような状況において、生活保護受給世帯の中には、エアコンの設置に係る生活保護費 (一時扶助) の支給対象とならないため設置できない世帯があり、支援が必要となっている。

### (2) 事業内容

エアコンの無い生活保護受給世帯のうち、平成30年4月前に保護を開始されているなど、生活保護費 (一時扶助) の支給対象とならない世帯を対象に、エアコンの購入・設置費用を助成する。

### (3) 県負担・補助率の考え方

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（補助率：10/10）を活用。

### (4) 類似事業の有無

有（生活等扶助費）

生活保護の一時扶助において、エアコンの設置に係る費用の支給が可能であるが、本事業は生活保護制度上の一時扶助の対象となる生活保護受給世帯を対象外としており、対象者の重複はない。

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	3,065	会計年度任用職員雇用経費
需用費	225	消耗品費（事務用品代、コピー代等）
役務費	355	郵便料
補助金	31,098	エアコン購入・設置費用の助成費
合計	34,743	

### 決定額の考え方

財源については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当します。

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

無

### (2) 国・他県の状況

国は、食料品価格等の高騰の影響を受けた生活者等の支援を通じた地方創生を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を創設し、地方自治体の地域の実情・特性に応じた施策実施の支援を行っている。

### (3) 後年度の財政負担

今後新たに保護を受ける方は、生活保護制度（一時扶助）で対応が可能であるため、単年度事業として実施する。

### (4) 事業主体及びその妥当性

事業主体：県

妥当性：市部は各市、町村部は県が保護の実施機関となるが、生活保護費（一時扶助）におけるエアコンの設置費用に係る支給要件は一律であり、市部と町村部を分ける必要性に乏しく、県が全県下の生活保護受給世帯を対象に事業を実施することは妥当。

## 県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	生活保護受給世帯エアコン設置費補助金
補助事業者 (団体)	生活保護受給世帯 (平成30年4月前より生活保護を受給しており、エアコンを保有していない世帯等) (理由) 生活保護受給者は金銭的に余裕が無く、自身によるエアコン設置が困難であるため。(平成30年4月以降に新たに生活保護受給世帯となる場合は、生活保護費 (一時扶助) として、エアコンの購入・設置費用の支給が認められているため対象外とする。)
補助事業の概要	(目的) 金銭的理由でエアコンを設置することができない生活保護受給世帯の、熱中症による健康被害を防止するため。 (内容) エアコンの購入及び設置に要する経費への助成
補助率・補助単価等	定率 (内容) 10/10 (上限73,000円/台・世帯) (理由) 生活保護受給者は金銭的な余裕が無いため、上限額の範囲内において、対象経費全額を助成する。
補助効果	金銭的理由でエアコンを設置することができない生活保護受給世帯の、熱中症による健康被害の防止に資する。
34743	0 (理由) 令和7年度国補正予算により措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業であるため。

(事業目標)

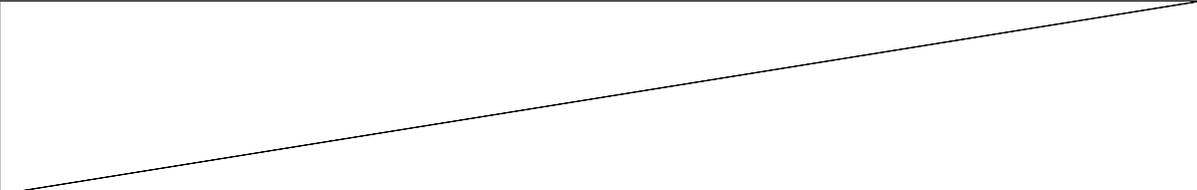
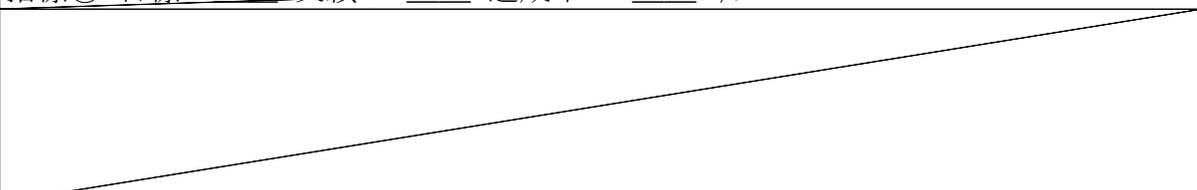
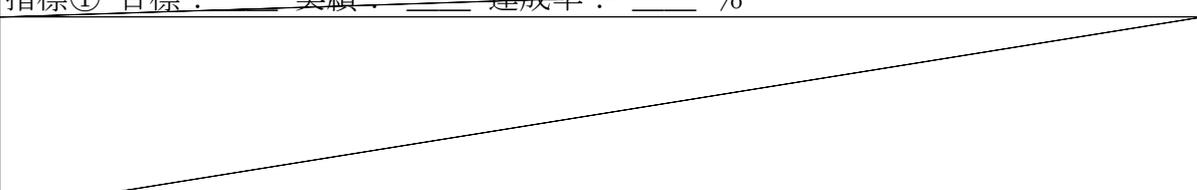
<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>生活保護費 (一時扶助) の支給対象とならないため、エアコンを設置できない世帯に対し、エアコンの設置費用を助成することで設置を推進し、夏場の熱中症による健康被害を防ぐ。</p>
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

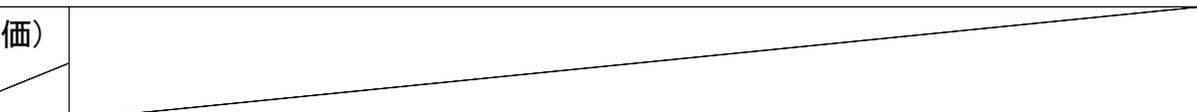
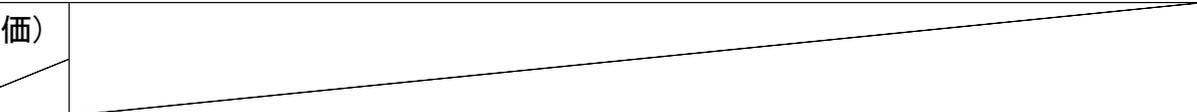
指標名	事業開始前 (R)	R6年度実績	R7年度目標	R8年度目標	終期目標 (R)	達成率
①						

補助金交付実績 (単位: 千円)	R4年度	R5年度	R6年度

(これまでの取組内容と成果)

令和 4 年度	
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和 5 年度	
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %
令和 6 年度	
	指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 3	近年の猛暑を背景に、エアコンを活用した熱中症予防の必要性は高まっている。
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</p>	
(評価)	
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価)	

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 生活保護世帯に対する熱中症予防として、日頃のケースワークにおいて、必要な家電製品等が使用できなくなることがないように、家計管理に係る必要な助言指導を行っていく必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 新規の生活保護受給者には、引き続き、保護開始時に持ち合わせがないなど特別な事情がある場合、生活保護制度でのエアコンの購入費用の支給を行っていく。</p>
--